

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク連絡会議設置要綱 (案)

第 1 名称

本会は、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

第 2 目的

連絡会議は、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」（以下「防災教育協働ネットワーク」という。）の運営等に関し、関係機関等による協議を行うことを目的とする。

第 3 協議事項

連絡会議は、前項の目的を達成するため、次の事項に関する協議を行う。

- (1) 防災教育協働ネットワークの組織及び運営に関する事項
- (2) 本道における防災教育の推進に関する事項
- (3) その他、連絡会議の運営に必要な事項

第 4 組織

- (1) 連絡会議は、第 2 項の目的に賛同する、本道における防災教育に関わる機関・団体（以下「機関等」という。）で構成する。
- (2) 連絡会議の代表は、北海道総務部危機対策局長とし、連絡会議を総括する。
- (3) 連絡会議を構成する機関等は、必要に応じ追加・変更することができる。
- (4) 連絡会議には、第 3 の協議に必要な検討を行うため、民間有識者や機関等で構成する「ワーキンググループ」を設置することができる。

第 5 事務局

- (1) 連絡会議の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課に置く。
- (2) 事務局は、連絡会議の運営に係る庶務及び調整を行う。

第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年 6 月 日 から施行する。

[別表] 要綱第4（1）関係

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク連絡会議構成機関

機 関 等 名
北海道大学理学研究院附属地震火山研究観測センター
公益財団法人 北海道消防協会
一般社団法人 日本損害保険協会北海道支部
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構[本部連携推進部]
一般社団法人 北海道町内会連合会
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
全国消防長会北海道支部
日本放送協会[札幌放送局]
一般社団法人 日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会
北海道開発局[事業振興部防災課]
札幌管区気象台[総務部業務課]
札幌市[危機管理対策室]
北海道市長会
北海道町村会
北海道教育庁[学校教育局参事(生徒指導・学校安全)、生涯学習推進局生涯学習課長]
北海道[総務部危機対策局危機対策課、消防学校]